

横浜防災ライセンス 青葉連絡会会則

（名称）

第1条 本会は、「横浜防災ライセンス 青葉連絡会」（以下「本会」という。）と称する。

（会員）

第2条 本会は、横浜市総務局が実施する「横浜防災ライセンス事業」において、資機材取扱指導員又は資機材取扱リーダー講習会を修了した者のうち、本会の趣旨に賛同する青葉区在住者（以下、会員という。）をもって構成する。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の連携の下、会員と地域防災拠点運営委員会との連携強化を図るとともに、会員の資機材取扱技術の維持及び向上を図ることを目的とする。

（活動）

第4条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1） 会員相互の連絡体制の整備
- （2） 地域防災拠点運営訓練等、地域防災活動への参加及び協力
- （3） 資機材取扱訓練会等の開催
- （4） その他、本会の目的達成のために必要な活動

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 理 事 若干名

2 役員は、会員の互選によって定める。

3 役員の任期は1年とする。ただし、任期終了後も後任者が決定するまで引き続き在任するものとし、再任を妨げない。

4 任期途中で役員が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した会員がその職務を務める。

5 前項の規定により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の仕事）

第6条 会長は、本会を統括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を処理する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会、役員会、その他必要な会議とする。

2 総会は、会員をもって組織し、毎年度1回開催するものとする。ただし、必要な場合は、役員会の議決を経て臨時総会を開催することができる。

3 役員会、その他必要な会議は、随時開催することができる。

(総会)

第8条 本会の運営方針等の重要事項は、総会において決定する。

2 総会及び臨時総会は、会長がこれを招集する。

3 総会及び臨時総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度については、設立の日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、青葉区役所総務課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この会則に定めのない事項は、役員会において別途定める。

(附則)

この会則は、平成23年3月11日から施行する。

(附則)

この会則は、令和元年3月11日から施行する。